

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2014

課題番号：22330002

研究課題名(和文)中国における企業合併・買収制度の成立及び運用状況に関する法史学的研究

研究課題名(英文) A Legal-Historical Study on the Formation and Practices regarding the Institutions of Corporate Mergers and Acquisitions in China

研究代表者

松原 健太郎 (Matsubara, Kentaro)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：20242068

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、法史学者、実務家、商法学者の協力により、中国の企業法制・企業法文化の在り方についてとりわけ合併・買収制度に焦点を合わせて歴史的な見通しを形成し、実務の後追いに終わらぬ学問的認識に到達することをめざした。同時に、歴史的にも現代においても中国と制度と関連の深いヴェトナムの企業法制についても、その歴史的な文脈における理解を目指した。

このためにオーソドックスな歴史研究としては伝統中国社会における団体形成・財産制度の再構成を進め、長期的な契約・取引関係の形成とその部分的な切断という緊張関係を中心とした理解を推し進めた。

更に、こうした視点から現代中国の企業実務を調査し、一定の解釈を示した。

研究成果の概要(英文)： This study aimed at a historical understanding of how traditional Chinese society dealt with the formation of what might be called corporations and their mergers/acquisitions, and to study how such an insight might help us understand certain problems arising in corporate mergers and acquisitions in China today.

Through a collaboration between a legal historian, a practicing lawyer of cross-border mergers and acquisitions in China, and a legal scholar specialising in corporate law, we first reconstructed the social processes whereby lineages and territorial organisations were formed, especially the institutions of property and credit that underpinned the formation and daily practices of these groups.

We went on to present an understanding of certain corporate problems revolving around the tension between long-term social relationships and the need for clear-cut property rights, and applying such understanding to contemporary institutions of shareholding and corporate governance.

研究分野：中国法制史

キーワード：中国法制史 会社法 企業合併・買収 人類学 社会構造

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初においては、中国における企業合同・買収の局面、とりわけ日本を含む外国企業による合弁企業の設立ないし中国企業の買収という局面において、中国における会社法及び関連の諸法制の運用の在り方がもたらす困難が生じた際に、一方で学問的には制度自体を緻密に理解しようとする営為が、他方実務の局面ではそれを「法治」に対する「人治」の問題として捉える傾向が、支配的であった。

(2) これに対して、法史学者、実務家、会社法学者の協力のもとに、現在法制度が運用される上でのとりわけ実務上の問題を抽出し、こうした問題の深層に存在すると考えられる社会構造的な要因を、その歴史の変遷の中で把握し、そうした要因が現行の企業法制の運用の在り方と如何なる関係を有するかについての議論を試みる、ことが目標となった。更に、中国と歴史的にも現行制度の設計の過程でも中国と関係の深いヴェトナムの社会・企業法制について調査を進め、本格的な比較の俎上に乗せることが目指された。

(3) 研究開始までの段階において、松原は伝統中国における宗族団体の共有財産(族産)についての研究を行っており、その中で特にこの団体、更には宗族団体の中で族産を直接保有する主体となる組織体(堂組織)の法的性格について行われてきた議論—実務の文脈では植民地香港の裁判所において、学問的には、人類学・歴史学が交錯する議論状況において、行われた諸議論—を整理し、一定の見通しを示した論文「是信託還是法人? 中国宗族財産的管治問題」『歴史人類学』7巻2号 73-104頁を公表していた。現代の企業合併の局面複数の団体が相互に合併する具体的局面から出発し、中国社会における団体形成の特徴、そこにみられる伝統的な要素、そうした要素の法的含意、等を分析することが目標となった。

(4) その際、実務上生ずる諸種の問題について豊富な経験を有する石本茂彦(研究協力者。森・濱田松本法律事務所パートナー)からの問題提起が有用となるのみならず、企業合同について特に日本法・アメリカ法を中心に法学的研究を進めていた商法学者である川村の協力を得ることに大きな意義があると考えられ、この研究体勢がとられることとなった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、中国における企業買収の法実務をめぐる根本的諸問題につき、特に制度の機能不全もしくは不在によるものにつき解明を試みた。社会経済的条件との関連において法的現象を「説明」することにとどまらず、問題を形作る歴史的基層を分析し、如何なる社会的・文化的・経済的関心から伝統

が再利用され、変容させられているかについて、学問的見通しを立てようとするものであった。

(2) この過程で、以前より日常的に議論を重ねている法史学者・実務法曹・商法学者相互のインテンシヴな議論を通じ、最先端の実務と根本的な問題を扱う学問研究が実際には相互に有益な示唆をもたらすことを示そうとした。一方において中国法実務で中国社会のリスクもしくは不確定要素として認識されつつ十分に分析されてこなかった諸要因について一定程度整合的な見通しをもたらし、他方において、実務から生まれた十分に絞り込まれた問題設定を一助に、従来にない学問的認識に到達することが目指された。

3. 研究の方法

(1) 本研究は基本的に松原、川村、石本の三名で行うものであるが、先ず問題設定を共有した上で三名の間の議論を進め、同時に作業の途上で外部、特に海外の研究者達との間で生じた議論を更に展開させることにも力を入れる方法をとった。このことは、一方において当初三名で共有した問題設定を厳密に守って議論の筋を一本化することよりは、そこから更に議論を展開する中で並行して生ずる問題についてそれを切り捨てずに追究することを意味した。他方、これによって本研究の議論そのものがより広い範囲の研究者との有益な議論につながり、そのことが研究の進行途上で不可避・不可欠と思われる問題設定の再検討・「鍛え直し」の作業にとって特に有用と思われた。

(2) 歴史学研究として生命線の一つとなる問題設定・分析視覚の十分な特定及びその三名の間での共有については、このために最初に三名の間での討論を積極的に重ねた外、自分たちの作業の学問的な位置づけ、とりわけ当該作業が歴史学・法学の大きな流れの中で如何なる意義をもつかを検討し、その過程で史学史・法学史に関わる業績の蓄積についての調査及び討論を行った。この点については、法的な制度としての法人・団体がヨーロッパの商業史・教会史の中で成立した過程、また法人制度と信託制度との交錯、についての先端的な学問的業績を検討し、それを踏まえた比較史的観点によって伝統中国的な団体の特質についての検討を行った上で、そうした団体の在り方が: a) それ自体としてどのような原理・構造に拠っており、とりわけ国家と如何なる関係に立ったか; b) そうした国家との関係において、現代中国における企業の在り方と如何なる異同・関係が見出さるか; c) それ自体としては「西洋近代法的」「大陸法的」法制度に分類されるこうした中国の法制度が、そうした西洋的法伝統の一つの先端的展開として、如何なる意義を有するか、検討を行った。こうした検討の結果、現

代の企業合同・企業買収の如何なる局面を如何なる視点から分析するか、という基本的な問題設定が絞り込まれることになった。「研究成果」の部分で詳述するが、ここで絞られた諸問題は以下の通りであった。①中国における外国企業による企業買収の局面で生ずる諸問題の特定と、そうした諸問題が生ずる背後に存する複数の異なる利害関心・異なる伝統の間の諸種の緊張関係が如何なるものであったか；②こうした緊張関係自体が如何なる歴史性をもち、伝統中国において如何なる具体的な問題をめぐって現れたか；③現代中国社会、伝統中国社会の双方に見られるこれらの緊張関係の間の連続性・断絶の諸相；④こうした諸種の緊張関係が、中国と多重的な関係を形成してきたヴェトナムの各時代・各層の歴史社会、更には現代社会において、如何なる展開をみせているか。

(3) 研究を進める上では次に、歴史学研究のもう一つの生命線と言ってよいと思われる一次資料の選択・収集についての方針を決定する必要が存した。元来問題設定と選択される資料との間には相互作用が存し、実際には上記の問題設定自体が、特に従来から石本・松原が中国における企業法及び背後の社会構造を分析しようとする上で使ってきた資料に規定されている部分が存する。一次文献資料としては特に松原がフィールドワークを重ねてきた香港新界の郷村部文書資料、近年解明・刊行の進む清朝の統治作用を直接に扱う諸資料、ヴェトナムにおける類似の郷村部文書資料、阮朝ヴェトナムの統治・法制についての文書資料、ヴェトナム及びフランス（ハノイ、パリ、エクス＝アン＝プロヴァンス）に保存される植民地統治に関する諸資料、更には自ら中国法務に携わる実務家を対象とした調査を行う中で得られる調査資料、を重点的に収集・分析することとなった。この中で、香港新界の資料・清代中国の資料は上記問題設定の①～③全体にわたって、ヴェトナム関連の資料はとりわけ④について、最後の調査資料は①における現代中国の企業合同・企業買収の実務の中で生ずる問題の抽出及び特に③における現代中国的な部分について、主要な一次資料となった。

(4) また本研究に参加する三名の研究者・実務家は、従来から各々が海外の研究者・実務家と積極的に交流・討論を重ねており、研究の過程でこれら海外の研究者との間で明らかになる共通の問題関心、協力の可能性については、積極的にこれを追求した。結果として、松原はアメリカ合衆国、台湾、香港、フランス、ドイツの研究者・研究機関から招待を受けて本研究関連の論題について招待報告・講演を行い、川村は特に本研究期間後半と重なることになった2年間のパリ（高等師範学校 Ecole Normale Supérieure）滞在を通じて商法・会社法を中心とする法学の議論の在り方の基層についてとりわけ古典学との関連について現地研究者との討論

を重ね、石本は森濱田松本法律事務所（東京）における執務と東京大学で松原と共同で行っている中国企業買収関連諸制度の歴史的基層と現代的展開についての授業の外、北京・上海・ハノイで実務家との交流・議論を行った。

(4) 以上の基礎のもと、三名が相互の議論を深めつつ、各々研究発表等を行う中で全体としての知見を深める、という研究方法がとられている。

4. 研究成果

(1) 前項(1)の最後で略述したように、上記研究方法を通じて先ず設定・共有された問題は以下の通りであった。①先ず中国において日本を含む外国企業による企業買収が行われる際に問題となるさまざまな制約、特に株主相互間に一種閉鎖的な社会をつくり外部者を排除する方向にはたらく規制と、国際的に通用する法制度の設計・運用を行おうとする上で必然的に要求される一定程度の透明性・開放性との間の緊張関係が、法制度を運用する（中国側に限られぬ）当事者達の形成する社会動態の中で、如何に処理され、展開しているか。②次に、こうした緊張関係、即ち団体・企業体を形成しようとする人間集団が内部で複数の当事者の間に形成する長期的な贈与交換関係と、こうした集団の中で形成される社会的な諸関係を何らかの普遍的な制度的文脈に乗せようとする契機が、伝統中国にも存在していたと考えられるが、こうした緊張関係がそこで如何なる具体的な問題をめぐって現れたか。③第三に、現代中国社会、伝統中国社会の双方に見られるこれらの緊張関係の間には、一定の連続性を見出しうるのか、見出しうるとすればそれは如何なる連続性であり、見出しえないとすれば特に現代におけるそれは、如何なる起源をもつものであるか。④そして最後に、こうした諸関係が、ヴェトナムにおいては現代社会・伝統社会各々で如何なる展開を示しているか。

(2) 第一の問題については、中国において企業体の大部分を占める有限責任会社において株主相互の間に成立する株式の先買権、また具体的な企業買収の局面において、株主が誰であるか、また会社の資産が如何なる実態をもっているか、といった基本的な情報の客観的な確定が困難であるという状況、更には中国における企業買収を行おうとする際に強力な規制権限をもつ政府自体の複雑な重層性（中央政府・省政府・市政府といった政府間の関係にとどまらず、国有企業における企業と政府機関との関係、政府に指導される国有企業相互の間に成立する関係）の分析を進めた。その過程で、先ず会社の基本的な情報についての客観的な確定の困難については、一方で伝統中国的な団体形成にみられる二つの特質との類似・親近性が認められた。これら特質とは即ち、第一に個別の財産保

有・契約関係・貸借関係等について、各々その客観的内容を確定するよりは当事者（これは団体に加入する当事者と、当該団体と関係を形成する外部の主体の双方を含む）間の総合的な給付関係・長期的関係形成との関連においてその内容が可變的に捉えられる傾向が存したこと、第二に個別の財産保有・契約関係について、制定法の規定とは裏腹に国家政府による把握が極めて不完全であり、特に清朝国家の土地登記・地稅徵收制度が實際の財産保有状況の把握よりは上記団体形成及びそこでのリーダーシップの把握に依存していた、という状況である。こうした中で形成される団体においては、個別の財産保有・契約關係の實際の社会的意義を十分に把握できるものが団体内部及びその団体と直接の關係を形成する一部の外部のものに限られ、団体の閉鎖性が強化され、普遍的な原理さえ確認すればその中で財産保有・取引關係に充分な予見可能性をもって入っていける、という空間とこうした団体との親近性は損なわれる。にも拘らず WTO 加盟を含め普遍的な原理・ルールに従って形成される市場を作る現代中国法の要請との間に一定の緊張關係が生ずる情況が確認された。次に国家政府自体の多層性ないし複雑な重層性については、共産党の一元支配を中心とする党・国家体制が強い求心性をもっているのと同時に、個別企業・官庁單位、省政府・市政府を中心とする地方單位での独立性・相互の競合の契機が強く、これらの官庁が規制権限をもつ企業合同・買収の實務に出る影響及び党・国家体制のより基底的な部分で生ずる緊張關係についての分析が進められた。こうした情況の分析のために、中国進出を果し国有企業を含む相手方と現地での M&A 實務に関わる幾つかの日本企業を主たる対象として、特に、これらの諸政府と密接な（三權分立を前提としない）關係を有する裁判所が如何なる役割を果たすか、といった諸問題につき松原と石本の兩名が具体的な事例分析研究を行っている。この成果の一部は、2012年に松原がコロンビア大学で行った招待講演、"Problems in Cross-border Mergers & Acquisitions in China and their Historical Foundations"で発表されており、中国における国有企業、企業集團、その党・国家との諸關係について論考を発表している同大学 Curtis Milhaupt 博士との討論・研究協力につながっている。

(3) 第二の問題は、特に第一・第三の諸問題との相互の関連において最も多くの進展が見られたところであり、とりわけ伝統中国社会における団体・企業体の形成過程と契約關係の諸制度、更にはこれらを一定程度行政的にコントロールする清朝政府の統治作用とが相互に織り成す諸關係について複合的な見通しを得るに至っている。先ず伝統中国における団体・企業体の形成過程について得られた見通しは、以下の如くである。「同居共財」の單位たる「家」が主要な財産保有主

体とし、世代ごとに均分相続の形で分割されるこの「家産」が主たる財産保有形態であった帝制期中国（滋賀秀三『中国家族法の原理』）においては、西洋的な会社法の制定に先立って父系親族団体、宗教的象徴を中心として結集する団体が、家産分割による細分化を回避して世代を超えた資産の集積・保有と継続的經濟活動を行う団体として機能した。こうした団体形成に関わる当事者の間の諸關係は、一方で地域社会の編成過程に密接に関連する長期的な贈与交換關係——必然的に一定の非対称性を形作る土地取引、通婚關係、地域の防衛・治安維持の組織化、信用の供与と金銭貸借等——とそれを支える儀禮的な諸關係の實踐を内実とする。他方、明示的な權利義務關係の確定に一定の価値を見出す契約的な諸關係もこれと未分節な状態で展開し、こうした契約的諸關係の要請と地域社会編成上の要請とが一定の緊張關係に立ちうるという前提が存在する。更に、官僚機構の支配自体は具体的な団体形成や個別の財産保有・取引に介入することが相対的にかなり少ないにも拘らず、觀念レベルにおいては一種抽象的な存在としての国家・王朝が極めて大きな役割を果たし、觀念レベルでこれを共有する、相互に直接には無關係な民間の地域社会・団体形成が、ひいては国家統合の一局面ともなるという側面が確認された。またこうした環境の中で成立する、団体形成をも含む契約的な諸關係がテンプレートとして比較的単純な土地契約文書をもっているという見通しが存在し (Madeleine Zelin *The Merchants of Zigong*)、本研究においてはこの土地契約文書が如何なる社会構造の中で如何なる意味をもったかについて、調査・研究が進められた。とりわけ、こうした社会構造の中で集團を形成する上で内部者と外部者を区別する上で重要な役割を果たす上記の如き長期的贈与交換關係と明示的な權利義務關係に近いものを表象する契約關係との間に成立する緊張關係をめぐっては、松原が論考 Kentaro Matsubara: "Traditional Land Rights in Hong Kong's New Territories" *The Treaty-Port Economy in Modern China: Empirical Studies of Institutional Change and Economic Performance* (University of California, Berkeley, 2011) (Billy So & Ramon Myers eds.), 147-171 で発表している外、ハーヴァード大学における招待講演 Kentaro Matsubara: "Ownership and Possession in Qing China: The Dynamics of Local Social Structuring and the Property Regime" *Harvard New England China Seminar* に詳しく述べている。これらの論文発表・報告に限らず、この点についての本研究は海外からも広く注目されていると言うことができ、そのためにハーヴァード大学の外、コーネル大学、マックスプランク・ヨーロッパ法史研究所、コレージュ・ド・フランス、台湾中央研究院、

香港中文大学等において招待講演・報告を行っている。

(4) 関連して、第三の問題について得られる見通しは以下の通りである。言うまでもなく、現代に類似の現象が見られるからといって、歴史社会の構造・特質がそのまま残存しているという結論は導けない。むしろ権利義務関係が個別にではなく当事者間の全体的な相互給付関係及びそうした関係に根ざした部分社会形成過程との関連において相対的に決まるという側面については制定法的な規制との緊張関係をもちつつ、基層社会の要請に応える形で、国家政府と民間社会編成との間の距離については一元的な党・国家支配の多層性の間隙をつく形で、新たな展開をみせているとの見通しが得られた。こうした関連についての本研究の認識を示したのが、テンプル大学における招待報告 Rule of Law in China においてであった。

(5) 第四の問題については、ヴェトナムにおける複数回の現地調査及びフランスでの資料調査の結果、民間社会編成と阮朝政府との間に成立した、伝統中国社会と清朝政府との間のそれとは大きく異なる、はるかに介入的な法制度運用がみられた。また香港におけるイギリスの統治をモデルとしつつ現地の社会編成・秩序維持のための諸制度を維持・利用しようとしたフランス植民地政府の在り方もまた明らかとなっている。こうした諸関係を、特に土地と信用、という文脈において掘り下げた報告をいくつか行った中で、パリ高等師範学校で 2014 年に行った報告 Colonial Law and Traditional Chinese Instruments of Credit: The Experiences of Hong Kong and French Indochina が特にこの点を扱っている。

(6) これらの成果をまとめるにあたってフランス政府と共催した国際会議 Workshop on Civil Law in China には、Jerome Bourgon (フランス国立科学研究センター), David Faure (オクスフォード大学・香港中文大学), Ch'iu P'eng-sheng (中央研究院・香港中文大学), Maura Dykstra (カリフォルニア大学・ハーヴァード大学), 岸本美緒 (お茶の水女子大学) という世界でも最先端の研究を行う研究者が少人数で集中的議論を行う機会となった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① Kentaro Matsubara: "Land Registration and Local Society in Qing China: Taxation and Property Rights in Mid-Nineteenth Century Guangdong" The International Journal of Asian Studies 8-2. 163-187 (2011), 査読有

- ② 川村力: "商法-取引関係の法的位置づけから見た現代社会" 法学セミナー 56 巻 4 号. 26-30 (2011), 査読無

- ③ 川村力: "商品先物取引における委託取引の構造" 北大法学論集 61 巻 6 号. 31-60 (2011), 査読無

- ④ 川村力: "合併の対価と企業組織の形態" 私法 72. 238-245 (2010), 査読無

[学会発表] (計 5 件)

- ① Kentaro Matsubara "Local Social Change and State Formation: The Role of the Legal Process in Matters of Land and Credit" The Penal Code and Everyday Justice Administration in Ming and Qing China, May 22 2014, College de France, Paris, France

- ② Kentaro Matsubara "Land, Credit and Social Structuring in Qing South China" Clarke Program in East Asian Law and Culture Colloquium Series, October 2, 2013, Cornell Law School, New York, USA

- ③ Kentaro Matsubara "Land Transaction as Fiction: how property rights were not transferred when land deeds were made" Workshop on Chinese Civil Law September 26, 2013 日仏会館 (東京都渋谷区)

- ④ Kentaro Matsubara: "Local Society, Colonial Government and the Catholic Church in the Early Administration of the New Territories" Workshop on Multicultural Encounters in Hong Kong. January 3, 2013 Hong Kong Institute of Humanities and Social Sciences, University of Hong Kong, Hong Kong, China

- ⑤ Kentaro Matsubara: "Ownership and Possession in Qing China: The Dynamics of Local Social Structuring and the Property Regime" Harvard New England China Seminar, September 11, 2012. Fairbank Center, Harvard University, Massachusetts, USA

[図書] (計 2 件)

- ① 川村力: "法人・資産・会社分割—フランスにおける部分出資をめぐる議論" 岩原紳作・山下友信・神田秀樹 編集代表『会社・金融・法』上 (商事法務, 2013), 618

- ② Kentaro Matsubara: "Traditional Land

Rights in Hong Kong's New Territories"
The Treaty-Port Economy in Modern
China: Empirical Studies of
Institutional Change and Economic
Performance (University of California,
Berkeley, 2011) (Billy So & Ramon
Myers eds.). 147-171 (2011), 267

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松原 健太郎 (Matsubara Kentaro)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：20242068

(2) 研究分担者

川村 力 (Kawamura Chikara)
北海道大学・法学研究科・准教授
研究者番号：70401015

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

石本 茂彦 (Ishimoto Shigehiko)
森・濱田松本法律事務所 パートナー